

○佐渡市地域コミュニティ交付金交付要綱

令和4年3月31日

告示第101号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の課題解決のため自ら使途を決定し活用することを基本として、集落等が主体的に取り組む地域内の困りごとの解決や助け合いの活動を支援することにより、地域の暮らしに重要な役割を果たす地域コミュニティの維持・醸成を図るため、予算の範囲内で交付金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請者の要件)

第2条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に定める要件を備えていなければならない。

- (1) 交付対象事業を適正かつ確実に実施できること。
- (2) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条に規定する暴力団員が団体等の構成員に含まれていないこと。
- (3) 別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者でないこと。

(交付事業者)

第3条 交付事業者は、第1条に規定する趣旨を達成するための事業を行う集落や自治会とする。

(交付事業者の選定基準)

第4条 市長は、次に掲げる基準に従い、交付事業者を選定する。

- (1) 交付対象事業を的確に遂行するに足る具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- (2) 交付対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (3) 交付事業者が遂行する交付対象事業によって波及効果等が期待さ

れ、地域課題の解決及び市に有益な事業を行うものであること。

(対象事業)

第5条 交付対象事業は、交付事業者が自ら定める事業計画に基づき自主的に取り組む、日常生活の困りごとの解決や助けあい事業とする。

2 交付対象事業は、原則として市内の集落内で実施される事業とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、交付金交付の対象としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 特定の個人又は団体の利益となる事業

(3) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業

(4) 他の事業又は制度による同一目的の交付金を受けている場合

4 市長が他の事業により実施することが適当と認めた事業は、交付金の対象としない。

(交付対象経費)

第6条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、前条の規定による対象事業に要する経費とする。

2 交付事業者の運営に要する経常的な経費及び当該事業の趣旨に合致しないと認められる経費、その他社会通念上、公費で賄うことが相応しくない経費は、交付対象経費から除くものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は、交付対象経費の額の2分の1以内の額とし、1集落あたり10万円を上限とする。

2 前項の交付金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付対象事業の募集)

第8条 市長は、期間を定めて交付対象事業の募集をする。

2 市長は、交付対象事業の募集に当たっては、募集要項を定めて公表する。

(交付の申請)

第9条 申請者は、地域コミュニティ交付金交付申請書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、地域コミュニティ交付金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、交付金の適正な交付を行うために必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、交付金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、交付金を交付しないと認めるときは、その理由を付して地域コミュニティ交付金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第11条 市長は、交付金の交付を決定する場合において、交付事業者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって交付対象事業を行うこと。

(2) 交付対象事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(4) 市長が必要と認めて指示したときは、交付対象事業の実施の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

(5) 事業が完了したとき（第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該交付対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けたとき（交付金の支払が発生しない場合を除く。）は、その承認のあった日。以下同じ。）から別に定める日ま

でに、又は交付対象事業が完了せずに本市の会計年度が終了するとき
は、当該会計年度の末日までに実績報告書を市長に提出すること。

(6) 市長が交付対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る
事業の実績が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合
しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。

(7) 市長が第21条第4項の規定により交付金の全部又は一部の返還を
請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。

(8) 第21条第4項の規定により交付金の返還請求の通知を受けたとき
は、交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の
額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納
付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金
を加えて返還すること。

(9) 返還すべき交付金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌
日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセ
ントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(10) 市長が実施する交付対象事業の評価に協力し、かつ、その結果に
基づく市長の判断に従うべきこと。

(11) 交付対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若し
くは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第18条第1項によ
り処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し
付け、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものにつ
いては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳
を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限され
た取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受
けること。

(12) 処分を制限された取得財産等の処分により収益が生じたときは、
市長の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相
当額を除く。）を納付すること。

（申請の取下げ）

第12条 交付事業者は、交付金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、地域コミュニティ交付金交付申請取下げ書（様式第5号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（交付対象事業の内容変更）

第13条 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域コミュニティ交付金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

（1） 交付対象事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。

（2） 交付対象事業の期間を変更しようとするとき。

（3） 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（4） 交付対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付対象事業等の遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、地域コミュニティ交付金変更交付決定（不決定）通知書（様式第7号）により、交付事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第14条 交付事業者は、交付対象事業が完了したときは、当該交付対象事業の完了の日から起算して30日以内又は3月10日のいずれか早い日まで、地域コミュニティ交付金実績報告書（様式第8号）に添付書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付事業者が前項の規定による報告を提出できないやむを得ない理由があると認める場合は、期限について猶予することができる。

（交付額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る交付対象事業

の実績が交付金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、地域コミュニティ交付金額確定通知書（様式第10号）により交付事業者に通知するものとする。

（交付金の支払）

第16条 交付事業者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して20日以内に、地域コミュニティ交付金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに交付金を交付するものとする。

3 市長は、交付事業の実施に当たり概算払いが必要な場合は、交付決定額の80パーセントを上限に概算払いをすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定により概算払いにより交付金の交付を受ける必要がある場合は、地域コミュニティ交付金概算払請求書（様式第11号の2）を市長に提出するものとする。

5 交付金は、口座振替により支払うものとする。

（令5告示34・一部改正）

（財産の管理）

第17条 交付事業者は、取得財産等については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 交付事業者は、取得財産等について、地域コミュニティ交付金取得財産等管理台帳（様式第12号）を備え、管理しなければならない。

3 交付事業者は、交付対象事業を行う年度に取得財産等があるときは、地域コミュニティ交付金取得財産等管理明細表（様式第13号）を、第14条の規定により実績報告書を提出する際に添付して提出しなければならない。

4 交付事業者は、取得財産等を処分することにより、収入があったときは、地域コミュニティ交付金財産処分収入金報告書（様式第14号）を市長に提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。

ない。

（財産の処分制限）

第18条 交付事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定を準用する。

3 交付事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、地域コミュニティ交付金財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 交付事業者は、第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第4項の規定は適用しない。

（交付金の経理）

第19条 交付事業者は、交付金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 交付事業者は、前項の帳簿及び交付金に係る証拠書類を交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 第10条の規定により交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 第11条の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。
- (5) 本市との交付対象事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことと

なったときは、地域コミュニティ交付金交付決定取消通知書（様式第16号）により交付事業者に通知する。

- 3 第1項の規定は、第15条の規定に基づく交付金の額の確定があった後においても適用する。

（交付金の返還）

第21条 市長は、前条第1項の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の取消しに係る部分に関し、既に交付金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

- 2 市長は、第15条の規定により額の確定をした場合において、既に前項の返還額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、そのを超える部分の交付金の返還を請求するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により交付金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を交付事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき交付金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により交付金の返還を請求するときは、地域コミュニティ交付金返還請求書（様式第17号）により行う。

- 5 市長は、交付事業者が、返還すべき交付金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（財産処分に係る交付金返還）

第22条 取得財産等の処分に係る交付金の返還額を算定する基準は、別表第2のとおりとする。

（加算金）

第23条 市長は、交付金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する交付金は、最後

の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 市長は、加算金を徴収する場合において、交付事業者の納付した金額が返還を請求した交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した交付金の額に充てるものとする。

3 市長は、交付事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

4 交付事業者は、前項の申請をする場合は、地域コミュニティ交付金返還に係る加算金（免除・減免）申請書（様式第18号）により行うものとする。

（延滞金）

第24条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、交付事業者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 交付事業者は、前項の申請をする場合は、地域コミュニティ交付金返還に係る延滞金（免除・減免）申請書（様式第18号）により行うものとする。

（交付金交付の停止）

第25条 市長は、交付事業者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において交付金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる交付事業者については、交付金の交付の停止をしないことができる。

2 別表第1に定める措置要件は、不正及び不適切等の行為を行った者及

びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

3 再停止の処分を受けた交付事業者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

4 市長は、第1項の規定による交付金の交付の停止をすることとなった場合は、地域コミュニティ交付金停止通知書（様式第19号）により交付事業者へ通知するものとする。

（報告及び調査）

第26条 市長は、交付金の交付に関し必要があると認めるときは、交付事業者へ報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 市長は、交付事業者へ報告を求め、又は実地調査を行った上で、交付対象事業の遂行状況等が交付申請時の内容と著しく相違が見られる場合は、改善内容を明示して交付事業者へ指導を行うものとする。

3 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、改善の兆しが見えない交付対象事業に対しては、交付金交付の取消しの処分を行うものとする。

4 市長は、前項の規定による交付金交付の取消しの処分を行う場合は、第20条及び第21条の規定を準用する。

（所管）

第27条 この事業の事務は、地域づくり課において所掌する。

（その他）

第28条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（失効規定）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この告示の規定に基づき既になされた交付申請に係る交付金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条、第 25 条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって交付金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は交付金等を返還した日のいずれか遅い日から 36 月
交付金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は交付金等を返還した日のいずれか遅い日から 12 月
交付対象事業の実施に当たり、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で交付金の交付の相手方として不適当であるとき。	処分を発した日又は交付金等を返還した日のいずれか遅い日から 8 月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき（天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。）。	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から 6 月

別表第 2（第 22 条関係）

交付対象財産処分に係る交付金返還算定規準

区分		承認条件	返還額	備考
目的外使用	交付対象事業を中止しない場合	返還（ただし、備考欄の場合は交付金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を返還する。	本来の交付目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、交付対象財産の遊休期間内に一時使用する場合は、返還を要しない。

	交付対象事業を中止する場合	道路拡張等により取り壊す場合	返還	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に交付率を乗じた金額を返還する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
		上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を返還する。	
譲渡	有償		返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に交付率を乗じた金額を返還する。	
	無償		返還（ただし、備考欄の場合は交付金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を返還する。	処分制限期間の残期間内、交付条件を承継する場合は、返還を要しない。
交換	下取り交換の場合		交付対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が交付条件を承		新規購入するものは、当初の交付対象財産の要件を備えているものに限る。

		継すること。		
	下取り交換 以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に交 付率を乗じた金 額を返還する。	原則、交換により差 損が生じない場合 に限る。
貸 付 け	有償（遊休期 間内の一時 貸付け）	収益について返還、 かつ、本来の交付目 的の遂行に影響を 及ぼさないこと。	貸付けにより生 じる収益（貸付け による収入から 管理費その他の 貸付けに要する 費用を差し引い た額）に交付率を 乗じた金額を返 還する。	
	無償（遊休期 間内の一時 貸付け）	本来の交付目的の 遂行に影響を及ぼ さないこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時 価評価額のいず れか高い金額に 交付率を乗じた 金額を返還する。	
担 保	交付残融資 又は交付目 的の遂行上 必要な融資 を受ける場 合	本来の交付目的の 遂行に影響を及ぼ さないこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時 価評価額のいず	

		れか高い金額に 交付率を乗じた 金額を返還する。	
取壊し、廃棄	返還	残存簿価又は時 価評価額のいず れか高い金額に 交付率を乗じた 金額を返還する。	